

平成28年度集合狂犬病予防注射を行います

問合せ：環境経済課 生活環境担当 ☎ 991-1839・1840

狂犬病予防注射は、「狂犬病予防法」により必ず年1回、飼い犬に受けさせることが義務付けられています。町では、下記の日程(雨天決行)で集合狂犬病予防注射を実施します。ご都合の良い日にお近くの会場でお受けください。

日 時		場 所
4月20日(水)	9:30 ~ 10:30	田島集会所
	11:00 ~ 12:00	赤岩農村センター
	13:30 ~ 15:00	赤岩地区公民館
4月21日(木)	9:30 ~ 10:30	水汲自治会集会所
	10:30 ~ 12:00	北部サービスセンター (旧老人福祉センター)
	13:30 ~ 15:00	まつぶし緑の丘公園
4月22日(金)	9:30 ~ 11:30	ふれあいセンター「かがやき」
	13:00 ~ 15:00	松伏町役場

- 費用/3,300円(注射手数料2,750円、注射済票交付手数料550円)
- 持ち物/「お知らせ」のハガキ(犬の登録が済んでいる方に、3月下旬頃に送付します)、フンを処理する用具
- 予防注射ができない犬/生後90日以内・体調が悪い・妊娠中・混合ワクチンなど接種後1か月以内
- その他/新規に登録する犬は、登録手数料3,000円が別途必要です。



動物病院で狂犬病予防注射を受けさせる方へ

▶**町内のおがわ動物病院、まつぶしパレオ動物病院**
動物病院で注射済票を交付しますので、動物病院に「お知らせ」のハガキを提出してください。(手数料550円)

▶**町外の動物病院(獣医師)**
動物病院で注射済証明書を発行してもらい、環境経済課へお持ちください。注射済票を交付します。(手数料550円)

※動物病院で狂犬病予防注射を受ける場合は、動物病院が定める注射料金が別途必要です。

平成28年4月から国民年金保険料が変わります

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1870

平成28年度の国民年金保険料は月額16,260円になります。日本年金機構より送付される納付書で、金融機関又はコンビニエンスストアで納付することができます。また、便利な口座振替で納付することもできます。なお、まとめて前払いすると割引が適用されます。

平成28年度 国民年金保険料 学生納付特例申請は4月1日から始まります

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1870

学生納付特例制度について

学生の方も20歳になった時から、国民年金に加入し保険料を納めることになります。しかし、本人の前年の所得が一定以下の方で納付することが困難な場合は、在学期間中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」を受けることができます。思わぬ事故や病気による障がいなどで、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので早めに手続きしてください。

また、遡って、学生納付特例制度を申請することができます(最長2年1か月)。一度、窓口にご相談ください。

■学生納付特例期間の承認を受けた方

特例期間については、年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額に反映されません。

そこで、承認を受けた期間で10年以内の期間であれば、遡って納めることができる「追納」制度があります。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に反映されるようになります。

ただし、追納する場合の保険料額は、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降から申請当時の保険料に加算金額が上乘せされます。

■手続きに必要なもの

○年金手帳 ○印かん ○学生証(学生証の表裏の写し可)又は在学証明(平成29年3月31日まで有効期限が確認できるもの)

※本人以外が申請に来られる場合は、代理人の本人確認できるもの(免許証、パスポートなど)が必要です。なお、申請人と代理人の方が別世帯の場合は委任状も必要となります。